第12回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成２４年６月２１日
３０１委員会室

1　定例会の招集回数及び会期設定の在り方について

2　中間案に対する執行部意見の取扱いについて

3　委員長報告及び附帯決議の取扱いについて

4　その他

【配付資料】
資料１　会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）抜粋
資料２　中間案に対する執行部意見
資料３　委員長報告及び附帯決議

会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）抜粋

資料１

第１　定例会の招集回数及び会期

【現行運用状況】

平成 20 年から、定例会の招集回数を年４回から年２回に改めたが、平成 23 年は議員任期満了のため、年３回とした。平成 20 年から平成 23 年までの定例会、臨時会の開催状況は次のとおりである。

【平成 20 年】 第１回定例会　2 月 19 日～6 月 30 日 (133 日間) 第１回臨時会　8 月 12 日　(1 日間) 第２回定例会　9 月 16 日～12 月 19 日 (95 日間) 年間総会期日数 (229 日間)	【平成 21 年】 第１回定例会　2 月 16 日～6 月 30 日 (135 日間) 第１回臨時会　8 月 3 日　(1 日間) 第２回定例会　9 月 16 日～12 月 18 日 (94 日間) 年間総会期日数 (230 日間)
【平成 22 年】 第１回定例会　2 月 16 日～6 月 30 日 (135 日間) 第２回定例会　9 月 15 日～12 月 21 日 (98 日間) 年間総会期日数 (233 日間)	【平成 23 年】 第１回定例会　2 月 14 日～3 月 16 日　(31 日間) 第２回定例会　5 月　9 日～6 月 28 日　(51 日間) 第３回定例会　9 月 14 日～12 月 20 日 (98 日間) 年間総会期日数 (180 日間)

定例会・臨時会の会期設定状況（平成 19 年・22 年・23 年）

会　期

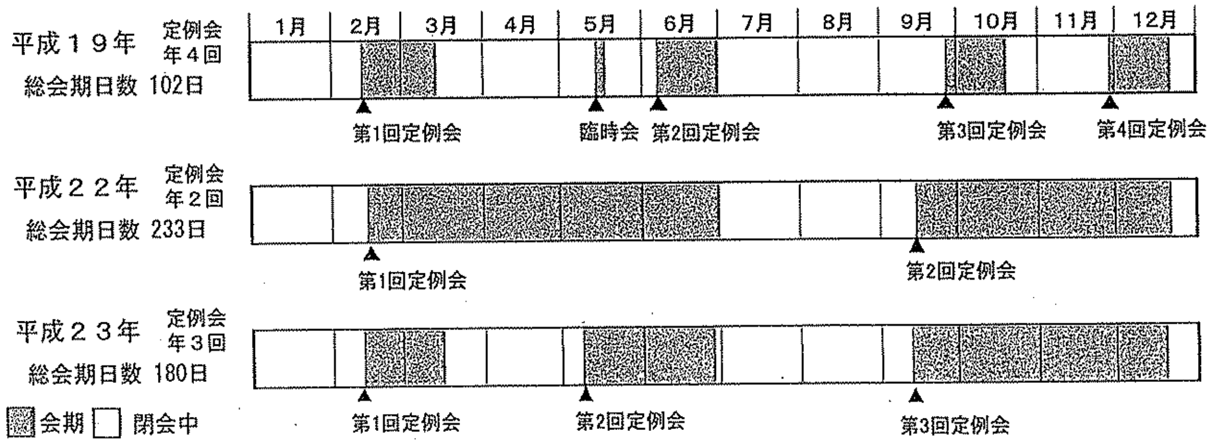

定例会・臨時会の会期日数（平成 19 年～23 年）

	平成19年							
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	29	4	23	23	23	102	263	365

	平成20年						平成21年					
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365

	平成22年					平成23年					
	第1回定例会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	135	98	233	132	365	31	51	98	180	185	365

定例会・臨時会の会期日数の内訳（平成19年～23年）

		平成19年						平成20年				平成21年			
		第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	計	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	計	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	計
会期日数の内訳		29	4	23	23	23	102	133	1	95	229	135	1	94	230
本会議	開会、採決、議案上程、閉会	3	2	2	2	2	11	7	1	6	14	11	1	4	16
	議案質疑							1			1	1			1
	代表質問	1		1			2	1		1	2	1		1	2
	一般質問	3		2	3	3	11	6		6	12	7		5	12
休会日	委員会開催	7		6	8	10	31	28		27	55	25		25	50
	その他議決休会	7	2	6	3	2	20	48		25	73	47		27	74
	休日休会	8		6	7	6	27	42		30	72	43		32	75

		平成22年			平成23年			
		第1回定例会	第2回定例会	計	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	計
会期日数の内訳		135	98	233	31	51	98	180
本会議	開会、採決、議案上程、閉会	8	6	14	4	4	6	14
	議案質疑	1		1			1	1
	代表質問	1	1	2	1	1	1	3
	一般質問	7	5	12	4	2	6	12
休会日	委員会開催	23	24	47	8	19	33	60
	その他議決休会	52	29	81	6	11	18	35
	休日休会	43	33	76	8	14	33	55

【議会改革諮問会議 最終答申】

4　会期のさらなる見直し

（2）通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

定例会が年４回制から年２回制に変更になったことにより、会期日数がこれまでの約100日間から230日程度と大幅に増加し、議会活動が大変忙しくなったとする意見が議員ヒアリングで出されていました。そこで、会期見直しの前後における各会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、検討会等、議会改革推進会議、ワーキンググループ）ごとに日数の現状と増減要因を分析しました。その結果、会期日数には休会日も含まれていることから、一概に会議日数が増加したわけではなく、むしろ、会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成20年度以降にテーマごとの検討会等を設置したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したものと整理されました。必ずしも、会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えないと考えられます。

そこで、今後は、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案します。この場合、会派や議員の活動を実質的に制約している委員会や各種会議、そして県内・県外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要となります。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会においても議論が進められていますが、通年制にする場合、次のような課題がありますので、今後、この

制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要があります。
<通年議会を採用する場合の検討課題>
①会議のあり方について
通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があると考えます。
②専決処分について
通年制を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。
③一事不再議について
同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第 16 条では、この原則を規定しています。
議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。
従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるよう、会議規則を見直しておく必要があります。

【検討課題等】

① 会期設定をどうするか。会期の設定方法として、先行自治体議会パターンと自治法改正案パターンが考えられる。

※ 先行自治体議会パターン

全国で通年議会を導入済みの自治体議会の会期設定方法で、1月から 12 月まで（他に4月から3月まで、5月から4月まで等のパターンがある。）を会期として、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び 12 月を定例月として、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例月以外の月は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する。

定例会年4回制時の議事日程をベースとしているため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ない。

※ 自治法改正案パターン

総務省の地方自治法改正案の中で示された会期設定方法で、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例日）を設定する。知事は、議案等を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から７日以内に会議を開かなければならない。

定例日以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会年４回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

なお、地方自治法改正案が提示された当初の段階では、「１月中の特定の日」を会期の始期とし、「毎月１日以上の定例日」に会議を開くこととしていたが、地方制度調査会の意見等を受けて、「１月中の招集」と「毎月１日以上の開催」を削除し、より自由度の高い運用が可能となるよう改正案を修正した。

② 会期の始期及び終期をいつにするか。

通年議会の会期設定の事例

- １月～12 月　北海道白老町、宮城県蔵王町、神奈川県開成町、千葉県長生村、長野県軽井沢町、岩手県紫波町、長崎県壱岐市
- ４月～３月　北海道福島町、熊本県御船町、福岡県川崎町
- ３月～２月　長野県小布施町
- ５月～４月　三重県四日市市

※ 長崎県　平成 24 年３月 16 日に条例改正、同年４月施行、会期は５月～３月

栃木県　平成 24 年３月 23 日に条例改正、同年４月施行、会期は１月～12 月

③ 現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。

④ 通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。

- 開議・閉議に係るルールの設定
  - → 知事からの開議請求の取扱い
- 専決処分の取扱方法
  - → 定例会年２回制の導入後、平成 20 年～22 年は０件、平成 23 年は４件。
- 一事不再議の原則を適用しない場合
  - → 事情変更をどのような場合に認めるか。会議規則変更の要否。

〔参考〕会議規則第 16 条　議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

【検証検討結果】

①②③ 四日市市議会における通年議会の取組に関する調査（参考資料１を参照）、地方議会の会期制度に関する大山礼子駒澤大学教授の講演（参考資料２を参照）等を踏まえ、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について、検証、検討を行ったところ、

次に掲げる意見が提出された。

○通年議会のメリットについて

・会期に縛られずに活動できるメリットは大きい。何かあったときに、議会としてすぐに対応できる態勢をとることが必要である。

・現行の7月、8月は閉会中であるが、自然災害が発生しやすい時期なので、いつでもすぐに対応できる態勢が必要である。行政監視は、通年で行うべきである。

・県民サービスの向上の観点から、災害時等にフレキシブルに対応できる通年議会を導入すべきである。

・メリットとして、閉会中は議会が休んでいるという住民の不信感の払拭があげられているが、これは議員が自分自身に問いかけるべきことであり、角度が違う。

・住民の不信感に対しては、年2回制のもとで、県民サービスの向上や議会機能の拡充をしっかりやればよい。

○会期設定について

・地方自治法改正案にも通年会期が明示され、通年制への流れができている。通年制で、県民参画を得ながら、議会の権能向上を図るべきである。

・県民から見て、閉会中と休会中の違いはわかりにくい。通年議会にすれば、県民から一番わかりやすくなる。

・定例会を年4回から年2回に変更した際には、委員会開催方法の見直し等を行ったため、公聴会開催や参考人招致、専決処分等について多くの成果が得られた。現行の年2回制で、議会は十分な活動ができている。

・年4回制から年2回制にしたことにより、議会の権能は向上したと思うが、通年制でさらに向上するイメージがわかない。めり張りも必要である。

○議員活動について

・議員活動は、地元での活動が多くなる。閉会中は地元課題に対応しやすいので、会期の区切りは必要である。

・県外・海外調査はまとまった期間が必要となるため、閉会中の方がやりやすい。

○常任委員会の活動について

・継続調査により、閉会中も常任委員会は活動できる。常任委員会を通年化して、閉会中に調査したことを委員長報告すればよい。

以上の検討結果を踏まえ、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うことを託された当プロジェクト会議として、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について、次のとおり提言する。

東日本大震災や紀伊半島大水害など、未曾有の大災害に際して顕著になったように、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」は、議会として非常に重要である。
年間を通して議会活動が可能となる通年制は、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上にもつながると考える。
しかしながら、会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが望まれる。

④　通年議会を採用する場合の検討課題については、次のように対応する。

ア　開議・閉議に係るルールの設定について

会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は７日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。地方自治法改正案にも同様の規定が用意されている。

イ　専決処分の取扱方法

通年議会を導入した場合、原則として専決処分の要件は適用されなくなるため、緊急の議案等を審議すべき場合は、アに示した開議のルールにより、知事から開議請求を行うことにより対応する。

ウ　一事不再議の原則を適用しない場合

通年議会においても一事不再議の原則が適用されるが、議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情が変更したと認められる場合には、議会運営委員会において協議のうえ、事情変更の原則を適用する。事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。

資料　2

会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）に対する執行部意見

三重県総務部
平成24年4月19日

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ２
第１　定例会の招集回数及び会期

【執行部意見】
会期を通年とすることは、提言にもあるとおり、執行部に影響があることから、今後の検討に当たっては、これまでの「会期の見直し」に係る執行部からの意見、議論を踏まえていただくようお願いしたい。
また、検討の結果、通年議会を導入するに当たっては、執行部から改めて意見聴取していただくよう、お願いしたい。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ１１
第２　本会議の運営方法等
３　質疑と質問の分離
検討課題等　：①議案に関する質疑は、現行どおり実施する必要があるか。
検証検討結果：①議案に関する質疑は必要であり、質疑と一般質問は明確に分離すべきである。

【執行部意見】
平成２２年４月２１日付け「会期等の見直しに関する検証検討結果報告」において、
① 議案に関する質疑は一般質問の前に行い、議案についての疑問点を質すものであることを明確にし、その内容が一般質問に近いものとならないよう質疑議員に徹底する。
② 「代表質問」、「一般質問」、「議案質疑」、「議案聴取会質疑」、「予算決算常任委員会総括質疑」、「委員会質疑」については、それぞれの区分けを明確にし、整理する。

とされたが、現在においてもそれぞれの区分けが不明確な質問・質疑もある。
今一度、「代表質問」等、現在行われているすべての「質問」「質疑」について、区分けを明確にし、整理したうえで、徹底をお願いいたしたい。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ１３
第２ 本会議の運営方法等
５　県政に対する質問の方法
検討課題等　：②文書質問制度等、新たな質問形式を創設する必要はないか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、閉会日又は採決日までに執行部から回答を得る等。
検証検討結果：②文書質問制度は、質問方法を多様化し、議会の機能を強化する観点から有意義である。実施方法の詳細は、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で具体的な検討をしている。

【執行部意見】
文書質問制度の導入は、執行部に大きな影響があることから、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で予定されている執行部からの意見聴取において、意見を申し述べさせていただく。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ１５
第２ 本会議の運営方法等
６　出席を求める説明員の範囲
（１）説明員の出席
検討課題等　：特になし

【執行部意見】
本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、引き続き審議内容等に応じた対応をお願いいたしたい。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ１６
第２ 本会議の運営方法等
７　議会への提出資料について
検討課題等　：①十分な調査ができるよう、議案概要等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。
②余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。
検証検討結果：①審査、調査の内容を充実させるため、議案聴取会、全員協議会等の資料は、事前配付が必要である。
②資料が事前配付されていれば、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はない。

【執行部意見】

議案聴取会は、三重県議会会議規則において「協議等の場」であり「議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行うこと」が目的と規定されている。また、三重県議会議案聴取会規程においては、「説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする」と規定されている。

審査いただく議案等については、すでに事前配付させていただいているため、議案聴取会の説明資料の配付については、現状どおりの運用としていただきたい。

なお、事前配付のための作業日程の短縮により、執行部の作業負担が増加することについても、ご理解いただきたい。

（議案聴取会を提案説明の翌日に開催するのであれば、資料は提案説明の日に提出すればよく現在と変更がないため、執行部としては問題ない。）

全員協議会の説明資料については、例えば災害関係など最新データや直近の状況を掲載する必要がある案件等が多いため、現状どおりの運用としていただきたい。ただし、事前配付が可能な案件については、事前配付に努めさせていただく。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ２８
第５　議会と知事との協議
　検討課題等　：①協議方法のルール化が必要ではないか。
　検証検討結果：①意見なし

【執行部意見】

平成１９年１２月１８日付け「会期等の見直しについて（検討結果報告書）」において、「知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」とされたが、「協議すべき具体的な案件」の判断がどのようになされるかが不明確である。このため、知事から協議の申入れをした場合には、速やかに協議に応じていただけるよう、議会と知事との協議の場の制度化をお願いしたい。

【検証検討結果（中間案）】　Ｐ２８
第６　事務局態勢の充実等
検討課題等　：①会期が長くなって、本会議、委員会等の開催回数が多くなれば、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。
検証検討結果：①事務局態勢のさらなる充実が必要である。また、今後、議会に関する人事権、予算編成権が課題となる。

【執行部意見】
「また、今後、議会に関する人事権、予算編成権が課題となる。」とあるが、地方自治法第１４９条第２号により、「予算を調製し、及びこれを執行すること」は知事の担任事務であることから、予算編成権自体については、課題とはなり得ないものと認識している。
「議会に関する人事権の課題」については、「プロパー職員の任用」のことであるとすれば、議会による職員の独自採用については、人事の固定化による弊害や人材育成の問題があるため、現行どおり、執行機関との人事交流により、行政経験のある職員が議会・議員をサポートしていくほうが効果的・効率的と考える。

資料３

委員長報告及び附帯決議

１　委員長報告

（１）委員長報告とは

委員会での審査又は調査を終えた事件が、本会議の議題となったとき、委員長から審査又は調査の経過と結果につき口頭で報告することをいう。

委員長報告は、所属委員以外の議員に対し、当該委員会での審査の状況、内容等を伝える役割を果たしており、委員会活動を住民に知らせることにもつながる。

委員会から議長に提出される委員会審査報告書では、議案名と議決結果を記載しているだけなので、委員会の審査経過の詳細は、委員長報告によって明らかになる。

（２）委員長報告の取扱い

委員長報告の意義を鑑み、委員会運営の一環として、委員長報告で特に言及した事項については、委員長の判断により、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求める。

２　附帯決議

（１）附帯決議とは

議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいう。

表決に条件を付けることはできないため、附帯決議は、事実上の意見表明として、長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではない。

委員会における附帯決議は、委員会段階のものであるため、議会全体の意思とはならない。委員会の附帯決議を、議会全体の意思とするためには、議員が本会議で別途同趣旨の決議案を提出し、可決することが必要である。

（２）附帯決議の取扱い

附帯決議の意義を鑑み、附帯決議を行った事項については、原則として、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求めるものとする。なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。

【参考】

○長野県議会基本条例

（議会の決議等の尊重等）

第９条　知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。（以下略）

○四日市市議会基本条例

（附帯決議）

第１７条　市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。